

【職員の責務】

現行	修正後	理由
<p>①市の職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。</p>	<p>・市の職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令等遵守し、職務に必要な知識と能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。</p>	<p>・あるべき姿をいうのであれば、自己研鑽もここで謳う</p>
<p>②市の職員は、市民の視点に立ち、市民から提案された意見や課題等の解決に取り組むものとする。</p>	<p>・市の職員は、創意をもって市民からの意見や課題等の解決に取り組まなければならない。</p>	<p>・市の職員は、市民から提出された課題だけでなく、自ら考え、課題解決していく必要がある。 また、市民の視点に立つは、①で市民全体のためにと謳っているのであえてここでは不要である。</p>
<p>③市の職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。</p>	<p>・市の職員は、自らも地域コミュニティの一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。</p>	<p>・定義との整合を図る</p>

現行	修正後	理由
<p>【参画と協働の推進】 (条文案)</p> <p>① 市は、計画や政策の立案段階から、市民の参画ができるよう<u>制度を整備し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。</u></p> <p>② 市は、<u>地域の公共的課題をより効果的に解決していくため、市民の自主性及び自立性を尊重し、協働によるまちづくり活動を支援するものとする。</u></p> <p>③ <u>市は、市民との協働によりまちづくりを推進していくにあたっては、市が負うべき義務と責任を軽減するものではないことを認識し取り組まなければならない。</u></p>	<p>① <u>市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。</u></p> <p>② 市は、計画や政策の立案段階から、市民の参画ができるよう<u>機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。</u></p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>最初に、市民ワーキンググループの会議において課題として挙げられた「市民押し付け型」の行政、または「踏み込むべきでない領域まで行政が踏み込んでいる」という問題がなぜ起きているのかということ考えた。その結果、本来的に行政が行うまちづくりの領域と市民が主体的に取り組むべきまちづくりの領域との境界線が曖昧になっており、その結果、行政側が過度の負担を市民に強いるような状況になっているのではないかと意見がみられた。</p> <p>そういった課題を解決するためには、まずは市民と市とが、互いに対等な立場であるということを確認し、お互いを理解しあつた上で共に手を携えまちづくりに取り組むことが重要であると考え、これを第1項に謳うこととした。</p> <p>第1項で原則的な規定を設けたが、第2項においては市民の参画を保障するための規定を設けることによって、第1項を担保するような仕掛けを考えた。そのためには、どういった制度</p>

		<p>が考えられるのかについて検討を行ったが、市民が市政に関し気軽に意見を述べられるような機会を積極的に設けることが、市民参画のための制度の整備よりも「参画」という意味においては実効性に勝るのではないかとの結論に達した。そこで、制度整備についての文言を改め、市民参画のための機会の積極的な創出を市の努力義務することとした。</p>
--	--	---

<p>【住民投票】 (条文案)</p> <p>① 市長は、市政に係る<u>極めて重要な事項</u>について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。</p> <p>② 略</p> <p>③ 住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、<u>その都度</u>市議会の議決を経て、条例で定めるものとする。</p>	<p>① 市長は、市政に係る<u>特に重要な事項</u>について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。</p> <p>② 略</p> <p>③ 住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て、条例で定めるものとする。</p>	<p>他市の事例も参考とし、第1項の「極めて」を「特に」に改めた。</p> <p>条文案第3項の「その都度」を削った。個別事案ごとに議会の議決が必要であるとの主旨は「それぞれの事案に応じ」との文言のみで表現可能と考え、「その都度」は不要とした。</p>
--	--	--

現行	修正後	理由
<p>(政策法務) 市は、行政課題に対応した自主的な政策等を実行するため、<u>法令の自主解释权や条例制定権を活用し、条例、規則等の整備を積極的に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(政策法務) 市は、行政課題に対応した自主的な政策等を実行するため、<u>地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>草野座長のご意見を参考に、硬い表現を改めたもの。 参考：茅ヶ崎市自治基本条例第17条第1項</p>

【組織及び人事政策】

現行	修正後	理由
<p>①市は、社会情勢、行政需要、政策課題等の変化に対応できるよう、常に組織の見直しを行い、必要に応じて組織の再編をしなければならない。</p>	<p>・市は、社会情勢や政策課題等の変化に応じ、機動的に組織を編成しなければならない。</p>	<p>・社会の状況に素早く対応できるようにする。</p>
<p>②市長は、職員の政策形成能力を向上させるため、人事評価制度の整備及び職員研修制度の充実に努めなければならない。</p>	<p>・市は、職員の政策形成能力を向上させるため、職員研修制度の充実に努めなければならない。</p>	<p>・職員の政策能力の向上に「人事評価制度」は直接結びつかない。 ・定義との整合で市長でなく市とする。(附属機関等の職員も対象)</p>
<p>③市長は、職員の人事異動について、市民との信頼関係の維持向上を図るため担当する業務内容を考慮しておこなうよう努めなければならない。</p>	<p>・市は、職員の人事異動について、市民との信頼関係の維持向上を図るため担当する業務内容を考慮しておこなうよう努めなければならない。</p>	<p>・定義との整合で市長でなく市とする。(附属機関等の職員も対象)</p>

【総合計画】⇒【計画的行政の推進】

現行	修正後	理由
①市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。	・市は、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。	・総合計画の定義が明確でない。自治法の改正で基本構想の策定義務がなくなっているが、計画的な行政運営のためにも策定が必要であることから、策定の根拠とするもの
②市は、総合計画を策定するときは、あらかじめ計画に関する情報を公表し、市民参画により策定するものとする。	・市は、基本計画に基づき各行政分野における計画を策定し、実施するにあたっては、基本構想との整合性を図るものとする。	個別の分野ごとの計画との整合を図るための条文を整理。
③市は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を市民にわかりやすく公表するものとする。	・市は、基本構想や計画等を策定するときは、市民参画により策定するとともに、実施に係る進捗状況に関する情報を分かりやすく公表しなければならない。	策定における市民参画と、進捗報告の義務化について規定
④市は、社会経済情勢等の変化等に的確に対応するため、必要に応じて総合計画を見直すものとする	・市は、基本構想や計画等が社会経済情勢の変化に対応できるよう常に検討を加えるものとする。	計画等の硬直化を招かないように常に見直し行うものとする

【財政運営】

現行	修正後	理由
①市は、効果的かつ効率的な施策の展開を行い、中長期的な財政推移を踏まえて健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。	・市は、中長期的な財政推移を踏まえ、市民サービスの維持向上とともに、最少の経費で最大の効果を挙げる健全な財政運営に努めなければならない。	・効率的に特化することなく表現を修正
②市は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民にわかりやすく公表しなければならない。		
③市は、保有する財産の適正な管理や効率的な運用を図らなければならない。		

現行	修正後	理由
<p>(行政評価)</p> <p>① 市は、効果的かつ効率的な市政運営及び総合計画の<u>進行管理を行うため行政評価を実施しなければならない。</u></p> <p>② 市は、評価結果を市民にわかりやすく公表するとともに、<u>施策等に反映させるものとする。</u></p> <p>③ 市は、<u>行政評価の結果に対して意見を求めるため、市民参画による外部評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。</u></p>	<p>(行政評価)</p> <p>① 市は、効果的かつ効率的な市政運営及び総合計画の<u>推進を図るため、行政評価を実施しなければならない。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。</u></p> <p>② 市は、<u>行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</u></p> <p>削除</p>	<p>「進行管理」という表現よりも「推進」の方が前向きな行政評価と位置づけることができる。また、その中に市民参画の外部評価を取り入れるといった形が良いのではないかと判断し、追加したもの。</p> <p>⇒ 企画課の位置づける外部評価と相違がある場合は、変更してください。</p> <p>言い回しの修正と市民にとって分かり（受入れ）易い表現に改めたもの。</p> <p>参考：札幌市自治基本条例第19条</p>

<p>【審議会等】 (条文案) ① 略 ② 略 ③ 略</p>	<p>① 略 ② 略 ③ 略</p>	<p>変更なし。 審議会については地方自治法 138 条の 4 第 3 項によると審議会を置くことができるとなっており、その委員の選任、審議会等の構成、会議録の公開を規定したもので、必要なものは網羅していると考えた。</p>
---	----------------------------	--

現行	修正後	理由
<p>(情報公開及び情報提供)</p> <p>① 市及び市議会は、<u>市民参加の開かれた市政の実現のため、市が保有する情報を</u>日田市情報公開条例（平成 12 年条例第 3 号）に基づき、公開しなければならない。</p> <p>② 市は、市が保有する情報を市民が容易に得られるよう情報提供の仕組みを整備し、市民に分かりやすく情報提供するよう努めなければならない。</p> <p>③ 市は、市が保有する情報について、速やかに情報公開及び情報提供ができるよう統一された基準により<u>整理し、保存</u>しなければならない。</p>	<p>(情報公開及び情報提供)</p> <p>① 市及び市議会は、日田市情報公開条例（平成 12 年条例第 3 号）に基づき、<u>市民参加による公正で開かれた市政の推進を図るため、市及び市議会が保有する情報を</u>公開しなければならない。</p> <p>② 市は、市が保有する<u>まちづくりに関する情報</u>について、<u>積極的、かつ、分かりやすく市民に提供</u>するよう努めなければならない。</p> <p>③ 市は、市が保有する情報について、速やかに情報公開及び情報提供ができるよう統一された基準により<u>管理</u>しなければならない。</p>	<p>「実現のため」では、現在が開かれていないイメージを持つので、「推進を図る」としたものの。また、目的は、情報公開条例を引用した。</p> <p>「まちづくり」に関する情報については、特に積極性と分かりやすさが求められるため、改めるもの。「市民が容易に得られるよう情報提供の仕組みを整備」は、具体策の方向性が見出せば入れても良い。例えば、文書管理システムにより文書情報をインターネットで公開するなど。</p> <p>参考：札幌市自治基本条例第 26 条 鳥取市（第 18 条）</p> <p>「整理し、保存」を含んだ表現の「管理」を使用した。</p> <p>*また、別に【情報管理】の条文が必要ではないかと感じた。まちづくりの基本原則の核</p>

		<p>である「情報の共有」は、情報の管理がしっかりされていることが前提であり、それが継続され、なおかつ引き継がれて行かないと「情報の共有」自体が成り立たない。</p> <p>情報管理といっても、主に情報は文書として残されるものであるため、必要なのは文書管理の在り方なのである。</p> <p>文書管理の在り方は、現在、公文書管理法の施行により、地方公共団体も同法の趣旨ののっとった施策の策定が求められている。</p> <p>この施策とリンクする形でしっかりと情報を管理し、市民に分かりやすく情報を提供することで「情報の共有」が達成できるのではないかと考える。</p> <p>これにより、市民自らが市の情報を活用し、自ら考え行動できる住民自治の構築となる。</p> <p>公文書管理法の目的</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るもの・ 行政の適正かつ効率的な運営・ 現在及び将来の国民に説明する責務を全うすること
--	--	--

自治基本条例 たたき台案 条文案修正 整理表

【説明責任】⇒大事な項目ではあるが、今のままの条文では敢えて項目立てする必要があるのか疑問である。

現行	修正後	理由
<p>①市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容等を市民等にわかりやすく説明するよう努めなければならない。</p>	<p>条文削除</p>	<p>それぞれ他の条文で謳っていけば、あえてここであげなくてもよいのではないか。</p>
<p>②市は、市民等からの意見、質問等に対し、組織内での連携を図りながら、速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めなければならない。</p>	<p>条文削除</p>	<p>それぞれ他の条文で謳っていけば、あえてここであげなくてもよいのではないか。</p>

<p>【広報広聴】 (条文案)</p> <p>① 略</p> <p>② 市は、市政に多くの市民からの様々な意見を適切に反映させるため、<u>市民参画制度の構築を含めた広聴制度の整備</u>を図るものとする。</p>	<p>① 略</p> <p>② 市は、市政に多くの市民からの様々な意見を適切に反映させるため、<u>広聴制度の充実</u>を図るものとする。</p>	<p>条文案第2項の「市民参画制度の構築」を削ったが、これは、参画という規定は「参画と協働の推進」の条項で規定するべきであり、ここに盛り込むことに違和感を感じたためである。</p> <p>また、広聴制度の「整備」を「充実」へと改めた。これは、表現の違いではあるが、「整備を図る」とは、制度をつくること自体に重きを置くようなニュアンスであることに対し、「充実を図る」と改めることによって、よりよい制度となるよう継続的に改善に取り組むような意味合いが汲み取れることを考えた結果である。</p>
---	--	--

現行	修正後	理由
<p>(個人情報保護)</p> <p>① 市及び市議会は、日田市個人情報保護条例（平成16年条例第2号）に基づき、<u>個人の権利及び利益が侵害されることがないよう、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(個人情報保護)</p> <p>① 市及び市議会は、日田市個人情報保護条例（平成16年条例第2号）に基づき、<u>個人の権利利益を保護し、基本的人権の擁護に資するため、市及び市議会が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。</u></p>	<p>目的は、個人情報保護条例を引用したもの。（「侵害」という表現を敬遠した。）</p> <p>最後の言い回しの部分は、硬い表現を改めたもの。また、既に必要な措置を講じているという意見もあり、改めたもの。</p>

現行	修正後	理由
<p>(パブリックコメント手続)</p> <p>① 市は、市政に係る重要な政策等を策定するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。</p> <p>② 市は、前項の規定により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、<u>提出意見を考慮した結果及びその理由を公表するものとする。</u></p>	<p>(パブリックコメント手続)</p> <p>① 市は、市政に係る重要な政策等を策定するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。</p> <p>② 市は、前項の規定により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、<u>その意見に対する考え方を公表するものとする。</u></p>	<p>要綱の言い回しと異なるが、市民にとって分かり（受入れ）易い表現に改めたもの。</p> <p>参考：高松市</p>

<p>【市外の人々等との交流及び連携】 (条文案) 市民及び市は、<u>市外の人々、団体等との交流及び連携を図り、相互のつながりがまちづくりにおいて重要であるとの認識の下に、知恵、意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</u></p>	<p>市民及び市は、<u>相互のつながりがまちづくりにおいて重要であるとの認識の下に、市外の人々、団体等との交流及び連携を図るとともに、得られた知識や意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</u></p>	<p>文言の順序を入れ替えた。市民と市とは、様々なつながりがまちづくりにとって重要であるということをまずは認識することが重要である。そのような認識に基づいた上で、市外の人々や団体等と交流活動を実施するとともに連携を図り、その結果得られた知識や頂いた意見をまちづくりにフィードバックするよう努める、といった流れの規定に改めた。</p>
---	--	--

【条例の見直し】

現行	修正後	理由
<p>①市長は、5年を超えない期間ごとに、市民参画により、この条例の見直しを行うものとする。</p>	<p>・市長は、<u>この条例の施行の日から</u>5年を超えない期間ごとに、市民参画により、この条例の検証を行うものとする</p>	<p>・始期を入れる。また、まずは見直しではなく、検証を行う。</p>
<p>②市長は、検討の結果、見直しが必要であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>・市長は、前項に規定する検証の結果、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>・前項からの整合</p>